

令和3年4月26日

保護者様

加古川市教育委員会

緊急事態宣言を踏まえた幼稚園における対応について

平素より本市の教育活動にご理解、ご支援を賜り、ありがとうございます。

このたび、国の緊急事態宣言が発出され、その発出されている期間（4月25日～5月11日）の対応を下記のとおりとしますので、お知らせいたします。

引き続き、「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（令和3年度第1版）」に基づき、感染防止対策の徹底を図ってまいりますので、保護者の皆様にご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、今後、国及び県からの要請や感染症罹患状況等により変更となる場合もありますので、よろしくようお願い申し上げます。

記

1 登校方法

- ・通常登園とする

2 学校生活における感染症対策

(1) 3密の防止

- ・換気は、可能な限り常時、困難な場合は2方向の窓を30分に数分間程度全開するなどこまめに行います
- ・園児の椅子の配置は可能な限り間隔をとります
- ・基本的には常時マスクを着用させます。また、着用をいやがる園児には無理に着用させようとせず、徐々に慣れるように促します

(2) 検温及び出欠

- ・家庭での毎朝の検温の徹底をお願いします
- ・発熱、咳、だるさなど風邪症状がある場合は「出席停止」とします。再開は症状が改善した翌日からとします（同居家族に風邪症状が見られる場合も同様とします）

3 教育活動

- ・近距離で一斉に大きな声で話す活動など、感染リスクが高い教育活動は行いません
- ・参観日など、校内に外部から大勢の人が参加する行事は延期または中止とします

4 その他

- ・感染の不安・心配の理由がある場合は、欠席とはなりませんので、幼稚園に連絡をお願いします
- ・不要不急の外出は控え、うがい・手洗いを励行してください
- ・免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけてください